



# 福まち活動の手引き【改訂版】



みんなが主役！お互いに支えあう  
やさしいまちづくりに向けて



# ～ も く じ ～

はじめに	P1
<b>1 地域での支え合い なぜ求められているのか</b>	<b>P2～5</b>
(1) 地域を取り巻く現状	
(2) 地域で起こっている様々な困りごと	
(3) これからの支え合う地域づくりに求められること	
(4) 丸ごとつながり、我が事として共に支え合う地域	
<b>2 札幌市における住民相互の支え合い活動</b>	<b>P6～9</b>
(1) 福祉のまち推進事業（略称：福まち事業）の目的と役割	
(2) 地区社協と福まち事業の歩み	
(3) 福まち事業と地区社協の関係性	
(4) 福まち事業の主な活動	
<b>3 福祉推進委員会の役割と活動</b>	<b>P10～16</b>
(1) 福祉推進委員会とは	
(2) 福祉推進委員会の主な活動内容と範囲・組織体制・役割	
(3) 福祉推進委員会の開設手順	
(4) 福祉推進委員会における支え合い活動の進め方	
<b>4 地区福祉のまち推進センターの役割と活動</b>	<b>P17～22</b>
(1) 町内会・自治会（福祉推進委員会）の活動者を見守り、支える	
(2) 地域を知り、分析し、みんなで地域課題を解決する	
(3) 支え合いを地域文化として醸成する	
<b>5 地区福まちと民生委員・児童委員との連携</b>	<b>P23</b>
<b>6 地区福まち活動における個人情報の取り扱い</b>	<b>P24</b>
<b>7 地域福祉活動にかかわる参考資料（各種冊子）紹介</b>	<b>P25</b>

# はじめに

私たちの住む札幌市も、全国同様、人口構造の変化とともに、地域環境が大きく様変わりする中、家族や地域から“孤立する人”が増加しており、今一度人と人との“つながり”を回復していくことが求められています。

私たちは、阪神淡路大震災、東日本大震災などの大規模災害を経験し、日常的につながり築き、助け合うことの大切さを学んできました。

平成28年、国は「地域共生社会の実現」を今後の地域福祉の方向性として打ち出し、制度・分野ごとの“縦割り”や支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が“我が事”として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて“丸ごと”つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくために、様々な施策を展開しています。

振り返れば、平成7年にスタートした地区福祉のまち推進センターの活動は、国が示す地域共生社会の実現を、20年以上前から、見守り・訪問や、ふれあい・いきいきサロンなどの取り組みにより進めてきたといえます。

今後も福祉のまち推進センターが、国の施策にも後押しされる取り組みとして、より多くの市民の参画を得ながら「人と人とをつなげる」「みんなで話し合い支え合う」といった役割を果たし、誰もが安心して暮らせる地域社会を築いていくことができるよう、本冊子を改訂いたしました。

それぞれの地区の活動状況等に応じながらご活用いただき、より一層日常生活支援活動を推進いただけると幸いです。

平成30年3月

社会福祉法人 札幌市・各区社会福祉協議会

# 1 地域での支え合い なぜ求められているのか？

## (1) 地域を取り巻く現状

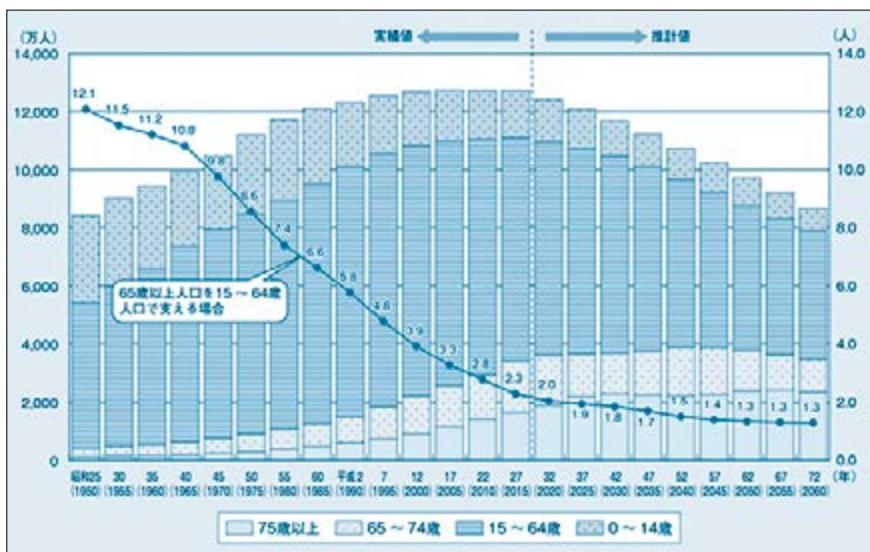
### ■ ポイント1 <支援を必要とする高齢者の増加>

札幌市においても、全国同様、少子高齢化や単身化が急速に進行しています。

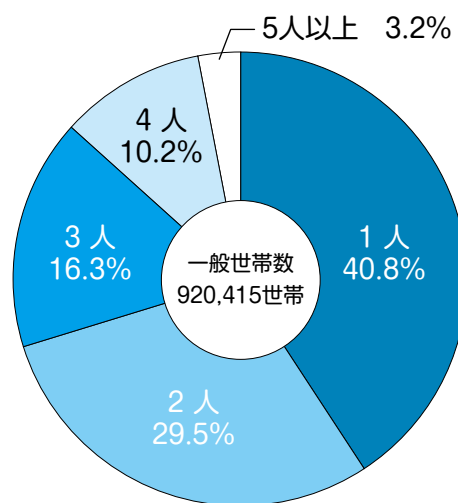
特に2025年には「団塊の世代」が後期高齢者となり、75歳以上の人口が大きく増加します。

また、国勢調査の結果、札幌市では単身世帯が4割を超え最も多くなりました。少子高齢化による人口構造の変化や、単身世帯の増加による家族機能の低下などに伴って、何らかの支援を要する高齢者が、今後ますます増加していくと推測されています。

高齢世代人口の比率（平成29年 厚生労働白書より）



札幌市の世帯人員別割合



（平成27年 国勢調査資料より）

### ■ ポイント2 <支え手となる現役世代の減少>

札幌市を含め、今後の日本は人口減少が進みます。65歳以上の人口割合が高まり、支援を要する高齢者が増えていく一方で、少子化などの影響により、子どもをはじめ、これまで高齢者を支えてきた現役世代（15～64歳）の人口は、年々減少していくと推測されています。

1960年（昭和35年）



約11人

胴上げ型

2010年（平成22年）



約3人

騎馬戦型

2060年（平成72年）



約1人

肩車型

## (2) 地域で起こっている様々な困りごと

高齢者以外にも、私たちの住む地域には、障がいのある方や、子育て中の親子など、地域環境が大きく変化する中で、様々な困りごとを抱える人や世帯が、今後も増えていくと推測されています。

皆さんの身のまわりにも、困りごとを抱え悩んでいる人はいませんか？

### <日々の暮らしに寂しさや心配・悩みを抱えている人>



孤立しがちな高齢者



災害時の避難が心配な障がい者



育児に悩んでいる親子

### <家事など日常生活に困りごとを抱えている人>



買い物



ごみ出し



除雪

### <認知症・消費者被害・転倒などに不安を抱えている人>



認知症による徘徊



消費者被害



転倒や骨折

### <新たな困りごとを抱える人（世帯）も>



ダブルケア

女性の晩婚化で出産年齢が高くなり子育てと親の介護を同時にしなければならない負担を抱えること



ごみ屋敷



8050問題

50代の独身の子（引きこもり等）と80代の親が同居し、親の介護が必要にもかかわらず、支援につながらないまま孤立すること

### (3) これからの支え合う地域づくりに求められること

#### ■ ポイント1 <シニア層の活躍>

医療技術の進歩や介護予防の推進などを背景に、健康で元気なシニア層が増えていきます。

こうしたシニア層が、社会参加を続けながら、自分らしく役割と生きがいを持ち、より健康的に年齢を重ねていく「アクティブ・シニア」の考え方が広がってきました。

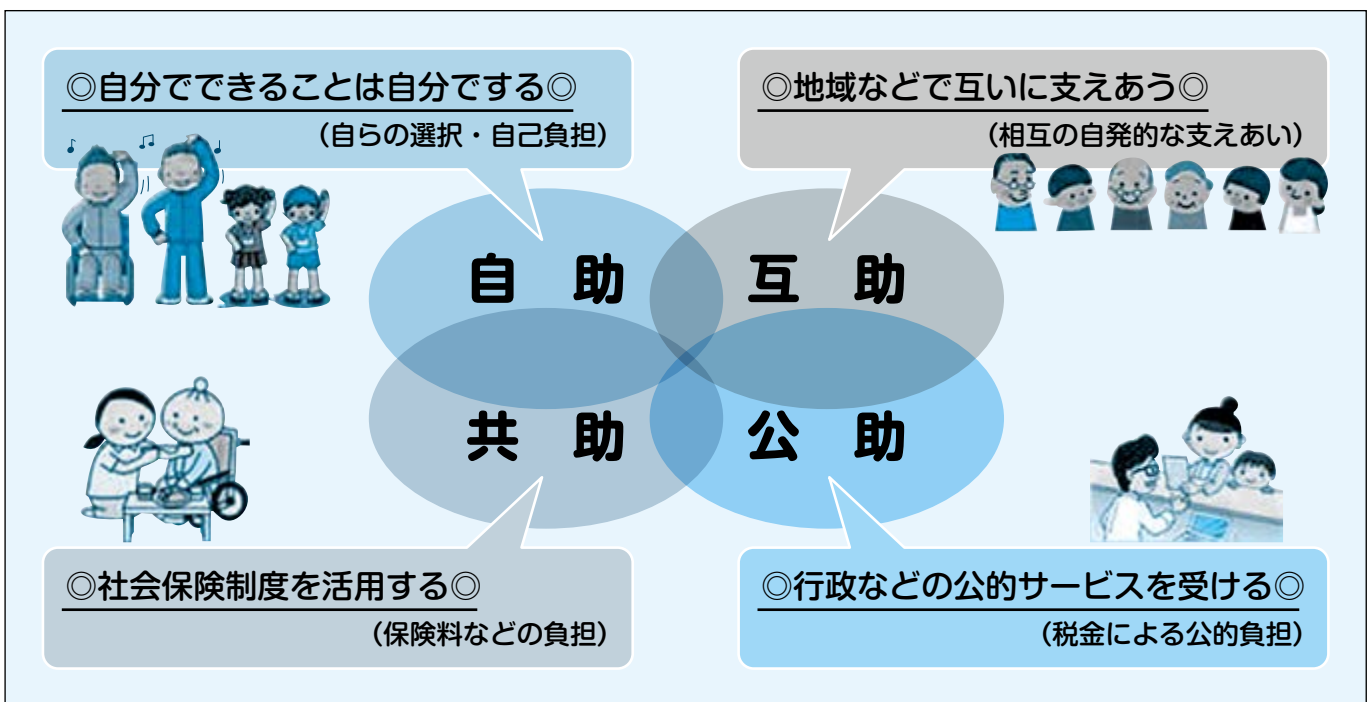
また、内閣府の「社会意識に関する世論調査（平成27年）」では、6割以上の方が「社会のために役立ちたい」と回答しています。人口減少により「支え手」がますます減っていく中、豊富な知識・技術を有するシニア層の参画が、これからの支え合う地域づくりには不可欠となってきます。

#### ■ ポイント2 <「自助」と「互助」の強化>

今後の地域づくりに関しては「自助」や「互助」の範囲と役割も、新たな形が求められています。「共助による社会保障」と「公助による公的サービス」は、人口減少とそれに伴う財政状況を考慮すると、今後もその範囲や役割の拡充を期待することは難しいといえます。

こうした状況からも、やはりシニア層をはじめ、子ども、若者から中高年まで、多くの市民が活躍できる地域社会を実現させて「自助として自分自身の力」をそれぞれが高めつつ、「互助として地域で支え合う力」をより一層強化していくことが求められています。

自助・互助・共助・公助の役割（地域包括ケア研究会報告書より）



#### ■ ポイント3 <国が示す方向性「地域共生社会の実現」>

平成28年、国は今後の地域社会の方向性として「地域共生社会の実現」を打ち出しました。

具体的には、住民一人ひとりの困りごとを「我が事」として捉え、地域全ての住民、組織・団体、社会資源が「丸ごと」つながって、共に支え合う地域社会を築くことです。

これはまさに20年以上にわたり、地区福祉のまち推進センターが目指してきた地域づくりであり、これからは国を挙げた取り組みとして、より一層の「支え手の拡大」を図りながら、共に支え合う地域を築いていくことが求められています。

## (4) 丸ごとつながり、我が事として共に支え合う地域

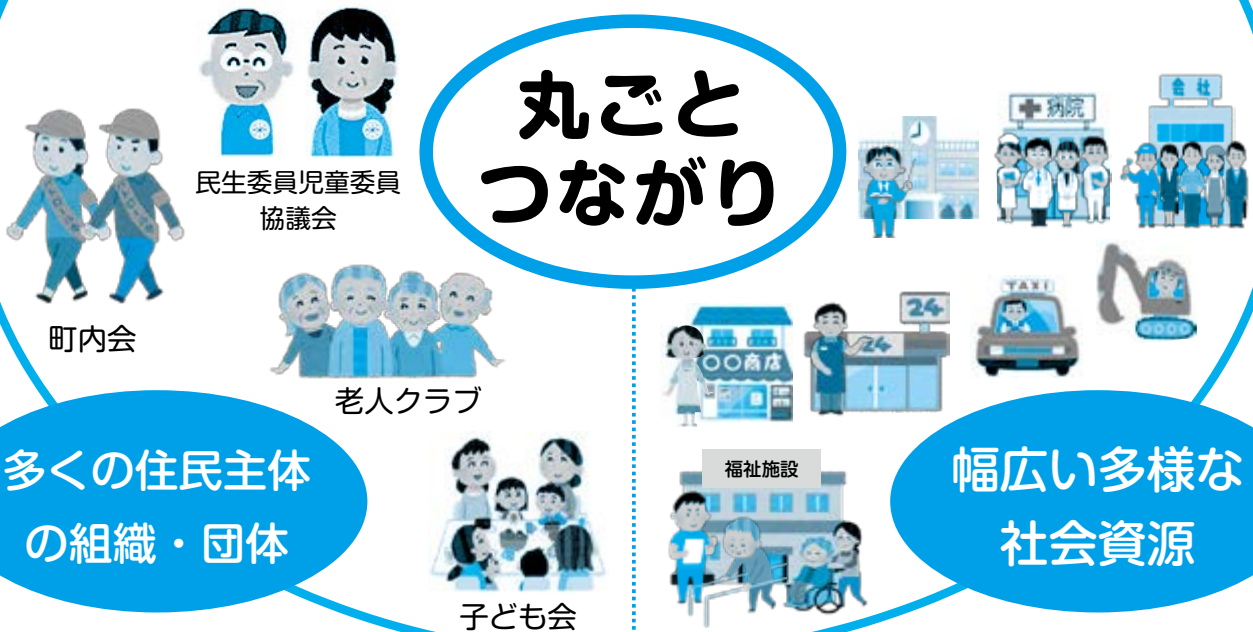
私たちの住む地域には、様々な世代が暮らしており、多くの住民主体の組織・団体や、幅広い多様な社会資源があります。

- 地域には、子ども、学生、若者、中高年と様々な世代が暮らしています。
- 地域には、町内会、民生委員児童委員協議会、子ども会、青少年育成委員会、老人クラブ、NPO法人、ボランティア団体など、多くの住民主体の組織・団体が活動しています。
- 地域には、福祉の専門機関・施設・事業所、学校、病院、コンビニ、スーパー、商店、企業（タクシー・宅配・土木会社等）や専門職など、幅広い多様な社会資源があります。

### 様々な世代



### 丸ごと つながり



多くの住民主体の  
組織・団体

幅広い多様な  
社会資源

### 我が事として共に支え合う



見守り訪問



除雪支援



ごみ出し支援



買い物支援



交流の場づくり

## 2 札幌市における住民相互の支え合い活動

### (1) 福祉のまち推進事業（略称：福まち事業）の目的と役割

福まち事業は、幅広い市民の福祉活動への参加により、地域ぐるみで互いに支え合う環境を整え、「誰もが安心して暮らせる地域社会を築く」ことを目的に、市民とともに、札幌市・各区社会福祉協議会（以下「市社協・区社協」）と、行政（札幌市）が協力して実施している事業です。

具体的には、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）に「地区福祉のまち推進センター」を設置して、大きく2つの基本目標を掲げ、住民相互の支え合い活動を推進しています。

福まち事業の目的  
誰もが安心して暮らせる  
地域社会を築く

#### 基本目標1 地域住民の日常的な支え合い活動の推進

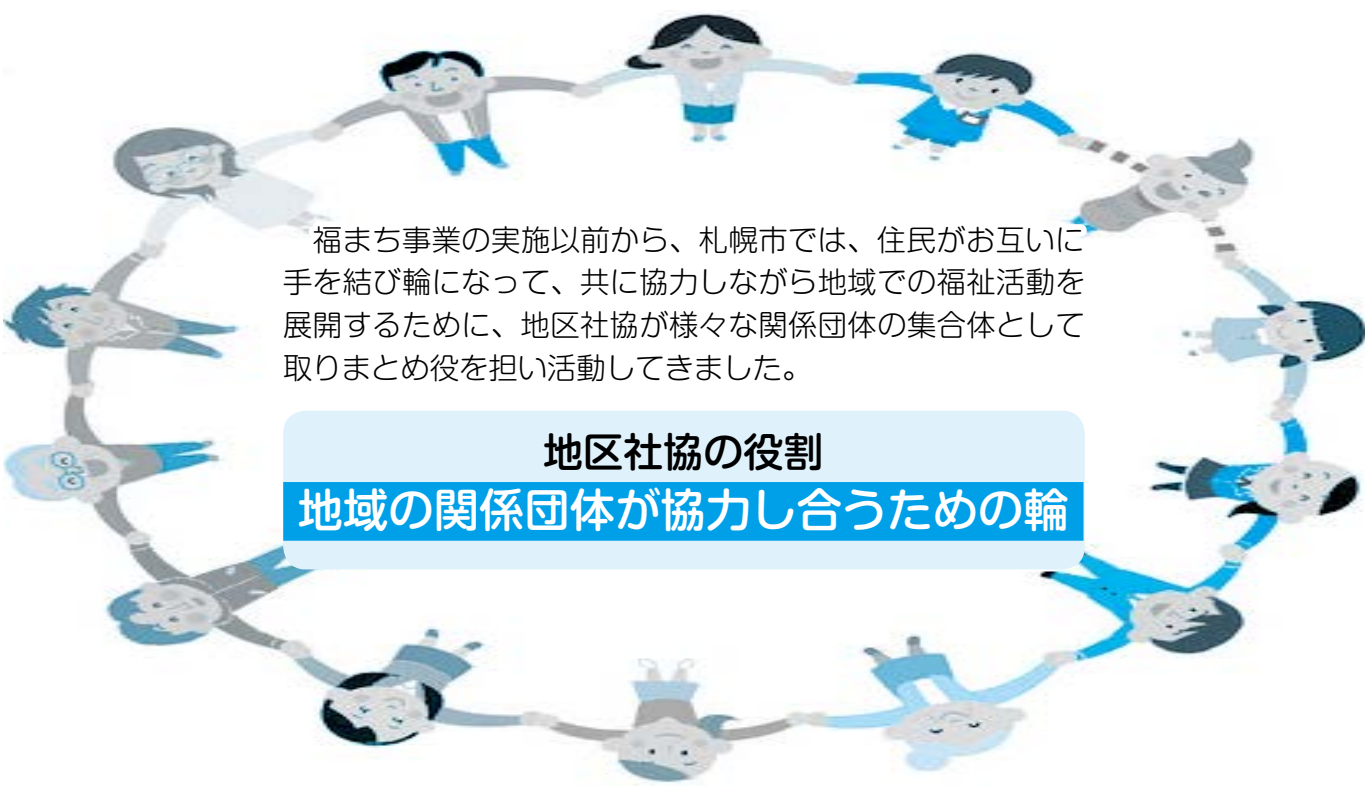
日常生活の延長上でできる範囲のことについて、互いに温かい心配りをし合う、地域での支え合い活動を推進する。

#### 基本目標2 ボランティアによる福祉サービスの推進

日常的な支え合い活動では、解決できないニーズに対して、公的サービスと連携を取りつつ、ボランティアが行う福祉サービス活動を推進する

### (2) 地区社協と福まち事業の歩み

札幌市では昭和37年から住民参加のもと、町内会や民生委員児童委員協議会（以下「民児協」）老人クラブ、子ども会など、様々な地域の関係団体が協力し、住民主体の地域福祉活動を推進する組織として、地区社協の結成促進と活動支援を、市社協の重点事業に位置付け進めてきました。



福まち事業の実施以前から、札幌市では、住民がお互いに手を結び輪になって、共に協力しながら地域での福祉活動を展開するために、地区社協が様々な関係団体の集合体として取りまとめ役を担い活動してきました。

#### 地区社協の役割

地域の関係団体が協力し合うための輪



## 地区社協（昭和37年）と区社協（昭和63年）からの結成促進

昭和37年に開始した地区社協の結成促進は、平成22年で市内89地区まで拡がりました。

その後、地区社協への支援強化を目的に、昭和63年から区社協の設置が進められ、平成9年の清田区を最後に、市内全区（10区）に区社協が設置されました。

以降、地区社協・区社協が連携し、それぞれの地域の状況や課題に応じながら、住民相互の支え合い活動が主に以下のとおり進められていきました。

### ●ボランティア活動の推進

ボランティアの養成やニーズ調査、ボランティアを「したい人」と「してほしい人」を結びつけるための調整（コーディネート）活動など

### ●ひとり暮らし高齢者を中心とした各種支援

見守り・安否確認や、食事サービス（配食型・交流型）、除雪ボランティア活動など

## 平成7年から行政（札幌市）の支援を得て

## 福祉のまち推進事業（福まち事業）の誕生

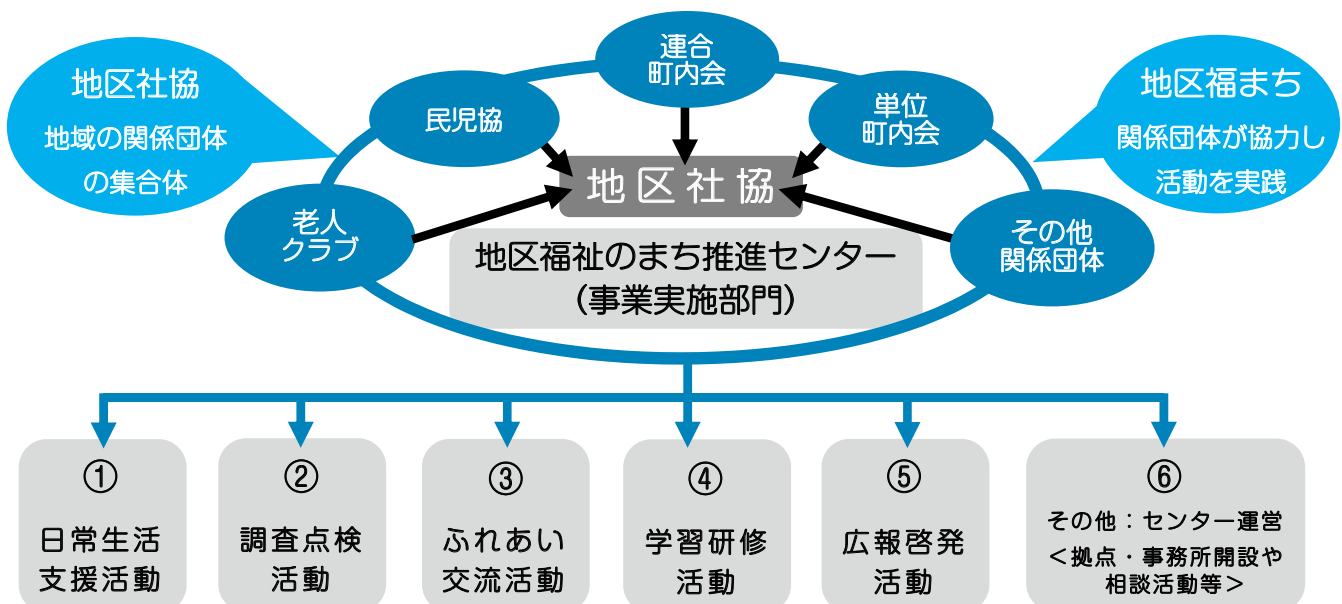
行政（札幌市）は、平成7年からの地域福祉にかかわる施策として、地域福祉社会計画の策定に着手しました。本計画策定の中で、これまで地区社協が進めてきた取り組みが注目・評価されて、行政支援のもと、地区社協における様々な福祉活動を地域で総合的に展開する事業として「福祉のまち推進事業（福まち事業）」が誕生しました。

現在、福まち事業は、市内全ての地区社協が実施母体となり、展開されています。

## (3) 福まち事業と地区社協の関係性

福まち事業は「地区福祉のまち推進センター」を設置して、支え合い活動を実践するよう進めてきた経過があり、センターという名称も相まって、福まちが地区社協とは別の組織（単独の組織体）として活動していると誤解されやすい傾向が見られます。

福まち事業は、地域の関係団体の集合体である地区社協が、団体間の協力体制を具体化し、地域での支え合いを実践していく「事業実施部門」という位置付け（役割）を持って、以下のとおり、主に6つの活動を進めています。



## (4) 福まち事業の主な活動

### ① 日常生活支援活動（福まちの基本活動）

顔の見える小さな圏域（町内会等）で、町内会、民児協、老人クラブなどの関係者が協力し合う組織として「福祉推進委員会」を設置し、見守り・訪問や、除雪といった日常的な生活支援を、一人暮らし高齢者などの要支援者に対し実施しています。



### ② 調査・点検活動

見守り・訪問をはじめとした日常生活支援活動の対象世帯や、住民の福祉ニーズ（困りごと）の把握などに向けて、各種のニーズ調査や、福祉マップ・活動記録票の作成などを実施しています。



ご本人の氏名、住所等		訪問記録	備考
月日	訪問者氏名	訪問状況、本人の様子 話したこと、対応した内容等	本人の様子や話のなかで気づいたこと や異なったこと、対応が必要なこと

- 基本、①日常町内会等（福の活動として、活動は地区全活動として取
- また、②調査い交流、④学啓発までの活単位町内会等取組まれてい

### ③ ふれあい交流活動

ふれあいの場を数多く設定し、住民同士が「つながり・支え合う」関係を築いていけるよう、ふれあい・いきいきサロンをはじめ、敬老会・食事会・入浴会といった、交流の場づくりを実施しています。



#### ④ 学習・研修活動

見守り・訪問活動の進め方といった支え合いにかかわる知識・技術の向上をはじめ、悪質商法への対応、認知症や障がいへの理解など、住民の福祉増進を図りつつ、地域福祉活動への理解と参加を促進するために、様々な講座や研修会を開催しています。



生活支援は単位  
社推進委員会)

⑥拠点での相談  
体を範囲とした  
組まれています。

点検、③ふれあ  
習研修、⑤広報  
動は地区全体と  
の単位、双方で  
る活動です。

#### ⑤ 広報・啓発活動

地域福祉やボランティア活動などにかかわる取り組みを幅広く紹介し、住民の福祉増進を図りつつ、地域福祉活動への理解と参加を促進するために、広報紙等の作成・配布や、イベントでのパネル展示などを実施しています。



#### ⑥ その他（活動拠点での相談活動等）

活動拠点を開設している地区の中には、週に何日か相談活動を実施している福まちもあります。住民をはじめ、町内会役員などの関係者から、困りごとの相談を受けながら、内容に応じて、地域での支え合い活動や、専門機関の支援につないでいます。



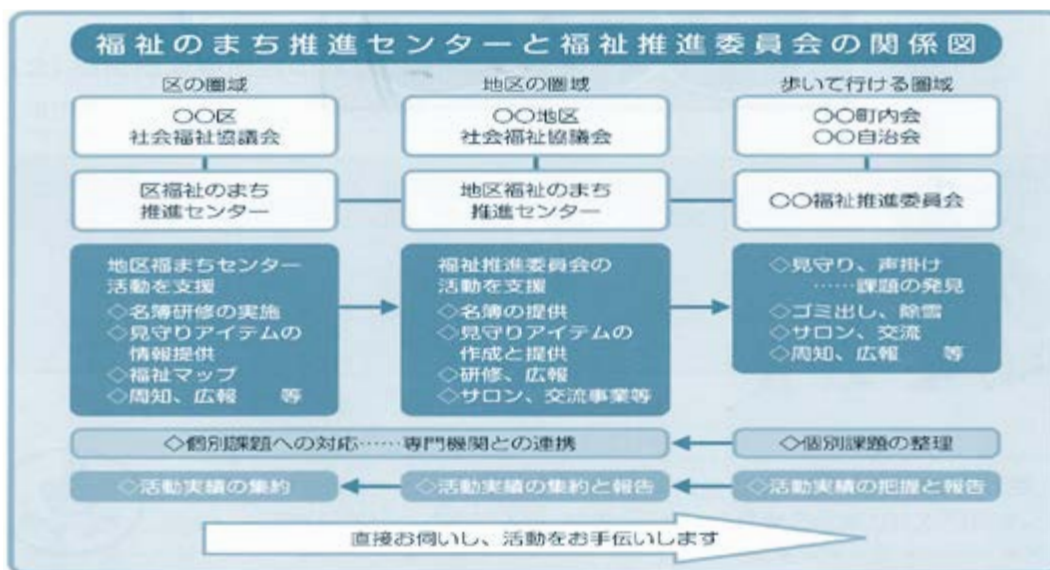
### 3 福祉推進委員会の役割と活動

#### (1) 福祉推進委員会とは

高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、見守り・訪問といった支え合い活動により、住民の困りごとを早期に発見して、適切な支援へとつなぐ仕組みが必要です。

福まち事業では、地域の関係団体が相互に協力して、日常生活支援など、近隣ならではの支援活動を展開しながら「気づいて→受けとめ→つなぐ」仕組みを、町内会や自治会という小さな生活圏域の中で築いていくために「福祉推進委員会」の設置を進めています。

住民同士が支え合う仕組みづくりとして「福祉推進委員会」による様々な支援活動は、福まち事業の中でも大変重要な取り組みといえます。その要となる福祉推進委員会の取り組みを支援するために以下のとおり、区と地区の圏域に、それぞれ「福祉のまち推進センター」が設置されています。



#### (2) 福祉推進委員会の主な活動内容と範囲・組織体制・役割

##### ■ 福祉推進委員会の主な活動内容と範囲

福祉推進委員会の活動は、見守り・訪問をはじめ、除雪、ごみ出し、話し相手といった日常生活支援や、ふれあい・いきいきサロンなどの交流の場づくりが中心となります。顔の見える小さな圏域だからこそ、効果的に負担を減らしながら取り組める活動として、以下の圏域を基本的に活動範囲としています。

福祉推進委員会の活動範囲

顔の見える小さな生活圏域  
町内会・自治会の圏域



近隣として普段の様子を知っているからこそ、様々な異変などに気づくことができます。



急病などの緊急時、地震などの災害時なども、近隣だからこそ、迅速な対応を図ることができます。

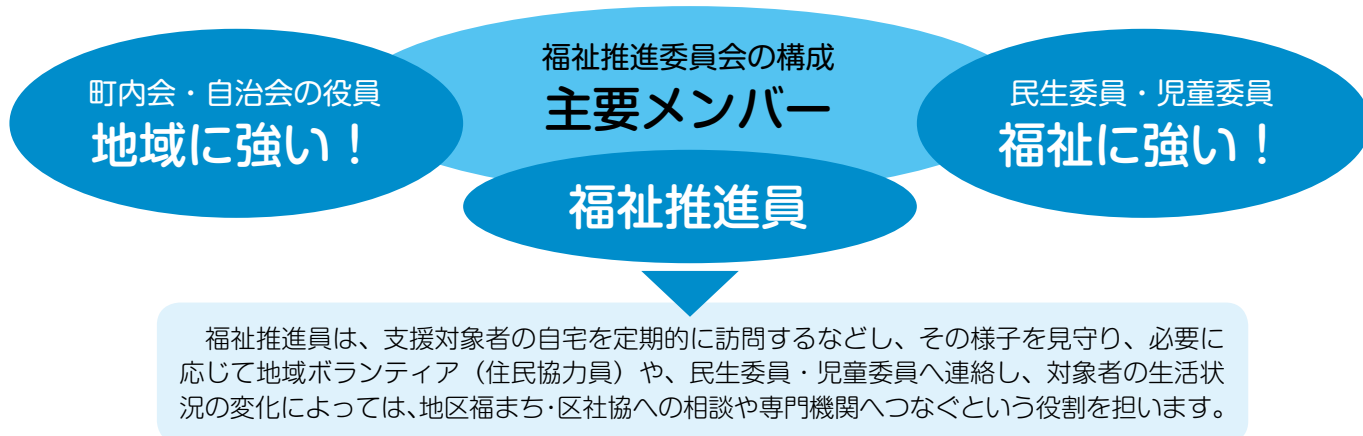


見守り・訪問や除雪などの支援も近隣だからこそ、無理なく活動を続けられます。

## ■ 福祉推進委員会の組織体制

福祉推進委員会は、町内会・自治会の圏域で住民主体の支え合い活動を進める組織です。

こうした活動の圏域や内容を考えると、町内会・自治会の役員と、その圏域を担当する民生委員・児童委員、さらには、見守り・訪問や、必要に応じて各種の連絡調整を進める福祉推進員は、組織を構成するメンバーとして欠かせない存在といえます。



## ■ 福祉推進委員会の役割

### ① 気づく・見つける

日頃の見守り・訪問などで、心配な方や、気になる方などの変化に気づき、福祉推進委員会の中で、その情報を共有します。



### ② 話し合い・考える

対象者の変化について、どんな支援が必要なのか話し合います。福祉推進委員会での解決が難しい場合は、自分たちだけで抱え込まず、地区福まちや区社協などに、相談しましょう。



### ③ 行動する(活動の調整)

訪問などにより対象者の状況を把握します。ごみ出しや話し相手など、地域での支援を要する場合は、可能な範囲で、支援できる方を探するなどして、活動を調整の上展開します。



### ⑥ 実績・成果を報告する

日頃の活動の実績や成果を、定期的集約して、支え合い活動の意義や必要性を、多くの関係者で共有していきましょう。



### ⑤ 知らせる

福祉推進委員会の取り組みなどを広報誌等により、幅広く住民に知らせながら、支え合い活動への理解と協力を広げていきます。



### ④ 募る・広げる

福祉推進員や住民協力員などの拡大を図るために、広く住民に声かけし、日常生活支援など、福祉推進委員会活動への協力をお願いします。



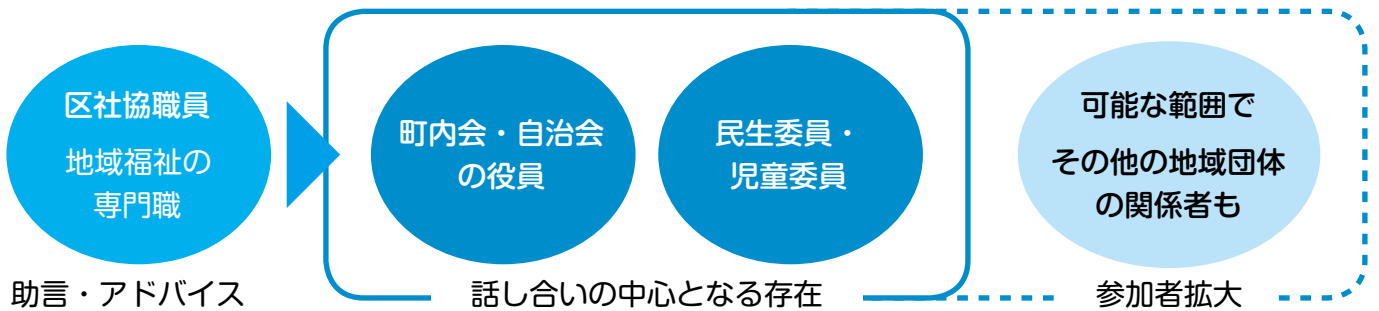
## (3) 福祉推進委員会の開設手順

福祉推進委員会は、住民の困りごと（地域課題）の解決や予防を図ることが大きな目的です。

目的達成に向け、地域として何ができるのかを、多くの関係者で話し合い・考えながら、活動を進めていく体制を整えていきましょう。なお、息の長い活動として継続性を高めるには、地域の実情を踏まえつつ、無理のない範囲で取り組んでいくことが大切です。

## ■ 手順1 <地域課題を把握する>

はじめに、福祉推進委員会の活動範囲となる町内会・自治会の圏域で関係者が集まり、住民の困りごと（地域課題）の把握に向けて話し合しましょう。なお、話し合いには区社協職員の同席を依頼しましょう。区社協の職員は、地域福祉活動にかかわる専門職として、それぞれの状況に応じながら、効果的な活動方法などについて助言やアドバイスができます。



## ■ 手順2 <参加を呼びかける>

地域課題の話し合いに参加した町内会・自治会役員や、民生委員・児童委員は、福祉推進委員会の構成メンバーとして、欠かせない存在となります。

また、他にも地域には、様々な強みを持った団体が数多くあり、支え合い活動に理解や熱意のある住民もいます。それぞれの実情に応じながら、段階的に構成メンバーを加えつつ、活動を充実させていくことが大切です。



## ■ 手順3 <組織構成・活動内容・会則を考える>

福祉推進委員会の構成メンバーや活動内容が決まったら、役員を選任と会則の整備を進めましょう。組織としてのルールや、役割の明確化などを図るうえで必要な取り組みとなります。

また、町内会・自治会・民児協といった構成メンバーの母体組織や、福祉推進委員会を支援する「地区福まち」との協力体制づくりに努めることも、円滑な組織運営や効果的な活動の展開を図るためにとても大切です。

会則の整備については、本会発行の福まち活動の手引き（福祉推進委員会の開設・活動編）に掲載されている「会則モデル」なども参考にしましょう。



## ■ 手順4 <設立、地域へ周知する>

設立の際は、必ず町内会・自治会・民児協といった構成メンバーの母体組織に了解を得るようにしましょう。その後の協力体制づくりにもつながります。また、町内会・自治会の住民に対する周知も大切です。福祉推進委員会の活動を幅広く知ってもらい、住民の福祉に対する理解を拡げることで、支援活動の円滑な受入や、協力者の拡大などを図ることができます。

## (4) 福祉推進委員会における支え合い活動の進め方

福祉推進委員会は、見守り訪問を基本に据えながら、ごみ出しや除雪などの日常生活支援を中心におおむね以下の手順（ステップ）で活動を進めています。

また、見守りを兼ねながら、住民同士のつながりを築くために、ふれあい・いきいきサロンを実施する福祉推進委員会も増えています。

## ■ ステップ1 <基本活動「見守り・訪問」をはじめめる準備>

### ● 取り組みを地域に伝える

開設の手順4でも説明のとおり、基本活動の見守り・訪問など、福祉推進委員会の活動を円滑に継続していくためには、多くの住民の理解と協力を得ることが大切です。

見守り・訪問活動の内容や必要性を、幅広く住民に伝え知ってもらうために、チラシや広報紙などを作成し、町内で回覧するなどして周知しましょう。

### ● 対象者の把握・決定・整理

基本は、福祉推進委員会で話し合い「心配な人」などを幅広く気にかけて見守ります。

実際の地域での活動を見ると、単身高齢者を中心に活動しているところが多く、地域の状況や活動体制に依じて、高齢の夫婦、日中独居、子育て親子、障がい者などと、無理のない形で段階的に対象の範囲や年齢層を拡げています。



参考資料（チラシ見本）

### <対象者の把握>

行政から提供される「札幌市65歳以上世帯名簿」を有効活用しましょう。名簿（個人情報）の取扱研修を受けることで、65歳以上の方だけで構成される世帯の基本的な情報（氏名・住所・年齢・世帯員数）を得ることができます。詳しくは【お住まいの区社協】（裏表紙）にお問い合わせください。

### <対象者の整理>

対象者が決まったら名簿を作成しましょう。特に様式の定めはありませんが、氏名・住所・年齢は、活動を進めるうえで最低限必要な情報と思われます。なお、名簿の作成は、災害時の安否確認にも有効なので、情報の更新を忘れず行うようにしましょう。

## ●対象者から同意を得る

見守り・訪問活動の目的や効果などを説明し、対象者から「同意」を得ましょう。

架空請求や特殊詐欺といった消費者被害の拡大などにより、住民も個人情報の取り扱いについて、敏感になっています。本人同意は、より適切な支援に向けて、関係者間での情報共有を円滑に進めるうえでも非常に大切であり、トラブルの防止にもつながります。

### <支援を拒む方・遠慮する方>

地域の支援を拒む方・遠慮する方もおり、同意を得られないケースが増えています。こうした方の中には、孤立して困りごとを抱えている人も少なくありません。可能な範囲で気にかけて、あいさつや声かけなどで距離を縮めながら、支援を受入れてもらえる関係を築いていくことが大切です。

## ■ ステップ2 <見守り・訪問活動をはじめよう>

無理なく活動をスタートさせるために、まずは「周囲からの見守り」に取り組みましょう。日常生活の延長上で、さりげなく対象者を気にかけて、以下のようなサイン（異変の兆候）がないか見守っていく方法です。相手と直に接しなくても安否などが確認できるため、取り組みやすい方法といえます。

- ◆最近顔をみない
- ◆昼間でもカーテンが開かない、夜でもカーテンが閉まらない
- ◆夜間電気が点灯しない
- ◆いつも除雪されているのに、雪が降っても積もったまま
- ◆洗濯物がずっと干されたまま
- ◆新聞、郵便物が溜まったまま
- ◆回覧版が回ってこない



※周囲からの見守りは、相手と直に接しないため、支援を拒む方などを、周囲が“気にかける”方法としても役立ちます。

## ■ ステップ3 <訪問や交流の場づくりによる見守り>

訪問は、相手と直に接するため、ふれあいを通して、対象者は見守られている安心感を得ることができます。また、顔を合わせたり、話を聴いたりすることで、訪問する側も、いち早く色々なことに気づける活動です。ただし、人によっては、訪問よりも周囲からの見守りを希望することもあるので相手の意向を尊重しながら活動を進めるようにしましょう。なお、困りごとなどの相談があった際はしっかりと受け止め、福祉推進委員会で話し合い解決へと導いていきましょう。

自宅訪問



電話訪問



サロンなど交流の場づくりによる見守り



- ◆回覧板のお届け・町内会の行事案内などに合わせて訪問すると双方にとって負担も減り効果的です。
- ◆顔合わせを円滑に進めるため、初回訪問は対象者と顔見知りの町内会役員や民生委員・児童委員も同行しましょう。

交流の場を活用した見守りは、参加者同士、参加者と見守り活動者、時には専門機関が顔を合わす貴重な機会となります。関係者が親しくなることで、自然なかたちで、お互いを気にかけて合う関係が築けます。



## ●活動記録をつける

対象者の体調や生活状況の変化などを、活動経過として後から確認できるよう、簡易なメモ程度で構わないので「記録」することにより、見守り・訪問やごみ出しなどの日常生活支援活動を、より適切で効果的のものへと発展させていくことができます。

### <記録することの効果>

- ◆記録は活動者の交代時の引継や、専門機関へのつなぎを円滑・適切に進めるうえで効果があります。また、地区福まちへの活動実績の報告にも役立てることができます。
- ◆記録から対象者への理解をより深め、自身の活動を振り返ることで、見守り・訪問などの進め方について工夫・改善が図れるようになります。
- ◆記録を持ち寄って、工夫・改善した取り組みなどを情報共有することで、福祉推進委員会全体として、活動のレベルアップを図れるようになります。

## 参考様式

特に決まった記録様式はありませんが、息の長い活動として継続していくには、参考資料として示した様式のように、記録にかかわる負担の軽減を図っていく視点も大切です。

見守り方法		見守り実施日										合計	特記事項	
月	見守りレベル 印	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	○	△	□
4月	日記り 両かけ 訪問	△	○									○	△	□
5月														
6月														
7月														

【記入方法】見守りを実施した場合、「見守り実施日」の数字（日にち）に、見守り方法（○・△・□）をつけてください。無になることなどがあれば特記事項に記入してください。

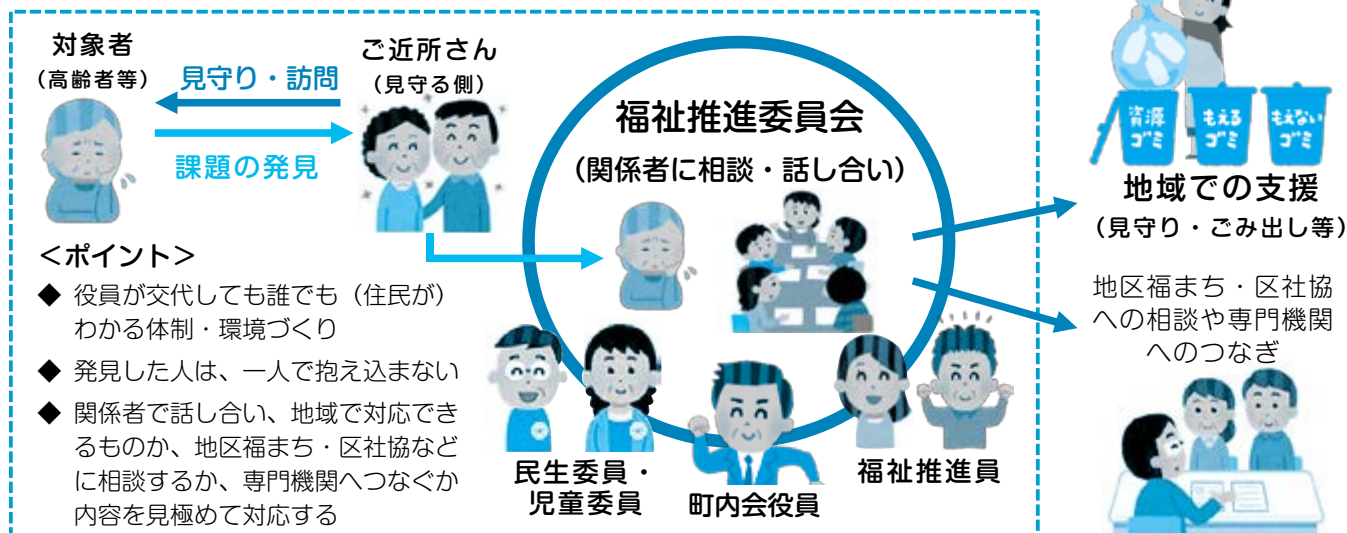
**カレンダー方式の記録様式**  
見守りした日に、見守りの方法を所定の記号（○△□）で付けるよう、負担軽減を図る配慮がされた様式。

## ■ステップ4 <地域課題を発見したら、みんなで話し合う>

地域課題として住民の困りごとを発見したら、福祉推進委員会の関係者で話し合うことが重要です。

最初に関わった人に全てお任せという組織では、責任・負担が大きく、協力者も集まりませんし、みんな活動から離れていきます。必要な情報を集めて整理しながら、対応策をみんなで一緒に考えることで、解決の道筋が見えてくるはず。地域課題の解決は福祉推進委員会の大きな目的です。発見した困りごとが、自分たちで対応解決できるものなのか、専門機関へつなげるべきものなのか、みんなで話し合い一緒に考える仕組みを、自分たちの組織に築いて根付かせましょう。

### <話し合う仕組み（課題発見からの流れ）経路図>



## ●定例開催

活動の効果や継続性を高めるために、福祉推進委員会のメンバーが定期的集まって、みんなで話し合う場を設けましょう。

### <定期的に話し合うことの効果>

- ◆活動を進めていくと様々な不安や疑問なども出てきます。仲間からのアドバイスや励ましが、不安や疑問の解消へとつながり、組織全体の結束力や士気を高めます。
- ◆お互いの活動情報（対象者の体調や生活状況等）を共有することで、仲間の経験・知識も得ながら、よりの確に対象者の変化や課題などに気づいて、必要な支援へとつなげることが可能となります。
- ◆それぞれの活動面での工夫、さらには、成功や失敗例なども共有することで、組織全体として効果的な活動方法を広げつつ、失敗からの学びで、リスクを軽減させていくことも可能となります。

## ■ステップ5 <見守り・訪問から日常生活支援への取り組み>

単身世帯の増加による家族機能の低下などに伴って、除雪やごみ出しなど、見守り・訪問からもう一歩踏み込んだ生活支援のニーズが、今後は住民の困りごととして、ますます増加すると推測されます。こうした状況を踏まえ、これからの福まち事業には、20年以上にわたり見守り・訪問などで築いてきた「地域のつながり」を基盤に、ごみ出しや除雪等に加え通院の付添といった外出支援や、掃除などの軽易な家事支援活動についても、できる範囲で取り組んでいくことが、今までにも増して求められています。

### <生活支援活動の取り組み（例）>



ごみ出し支援

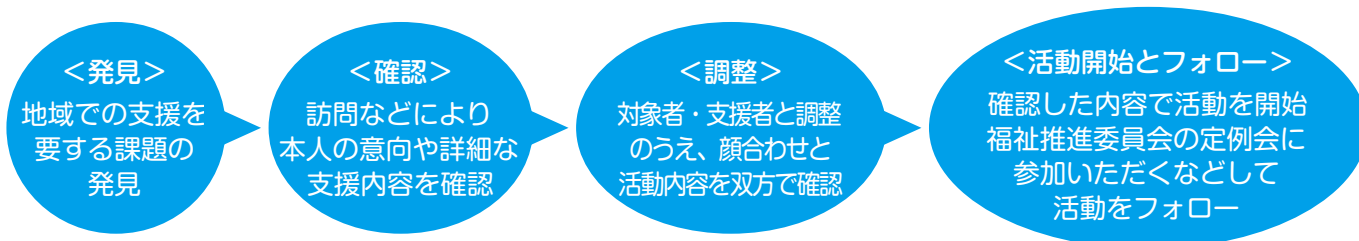
除雪支援

買い物支援

話し相手

外出や家事支援

## ●日常生活支援活動の調整（課題発見～活動の開始とフォローまでの流れ）



### <日常生活支援活動にかかわる留意点とポイント>

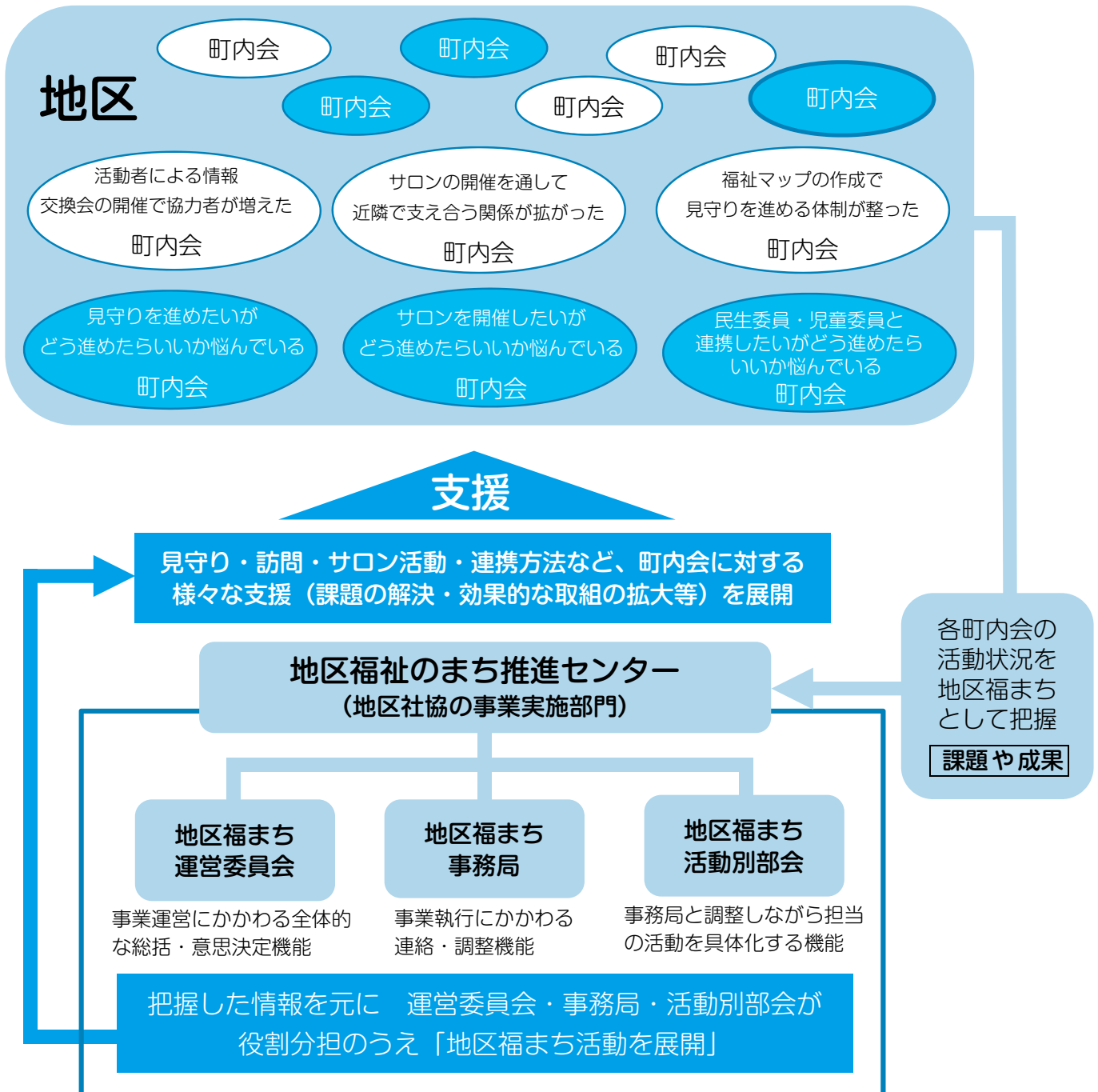
- ◆日常生活支援活動の範囲や内容に決まりはありません。地域の実情に応じて、福祉推進委員会で話し合いながら、無理なくできる範囲の活動から、一歩ずつ段階的に取り組んでいきましょう。
- ◆支援活動を調整できなかった場合は、地区福まちや区社協に相談しましょう。なお、区社協にはボランティアの登録制度があり、登録している方の中から、協力者を見つけて派遣する支援も行っています。
- ◆近年は、住民アンケートで「困りごとの把握」と「協力者の募集」を行い、日常生活支援活動を進めていく体制整備を図りながら、活動を展開する町内会・自治会（福祉推進委員会）も増えつつあります。

## 4 地区福祉のまち推進センターの役割と活動

### (1) 町内会・自治会（福祉推進委員会）の活動者を見守り、支える

地区福まちは、町内会・自治会（福祉推進委員会）において、基本である日常生活支援活動（見守り・訪問活動等）が拡大・充実していくにつれて、町内会圏域の取り組みを支援する役割が大きくなります。こうした役割を果たしていくためにも、地区福まちには事業の形態を町内会等の支援に重点を置いた形へと切り替えていくことが求められています。

#### < 地区福まちの役割 ～ 地区全体を見守り、支える ～ >



#### << 地区福まちの組織・機能 >>

## ■ 町内会等（福祉推進委員会）の活動を把握する

はじめに、地区内の町内会等（福祉推進委員会）にどのような活動者がいて、こういった活動をしているのかなどを把握する必要があります。町内会等の活動情報を収集し蓄積しましょう。

### ●具体的な取り組み例＜活動状況にかかわる報告書類やアンケートによる情報収集＞

富丘西宮の沢地区福まちでは、毎年1回、町内会・自治会（福祉推進委員会）を対象としたアンケート調査を実施しています。

地区内の町内会等の活動実態として、活動者や対象世帯、活動上の課題、福まちへの要望などをアンケートから把握のうえ「一覧に集約・整理」しながら、地区福まちの活動を「見える化」して各町内会への支援など、様々な取り組みに役立てています。

〔平成28年度 町内会・自治会における地域福祉活動アンケート調査結果から一部抜粋〕

連町	単位町内会	問2 見守り活動の実施者						問5 見守り活動の情報共有			問6 見守り活動の種類		問7 日常的な支援		問12 活動上の課題			
		問1 見守り活動の実施	福祉部・厚生部	民生委員	ボランティア	近隣住民	その他	高齢者世帯			役員会等	その他	実施の有無	実施内容				
								対象の有無	対象年齢	世帯数						対象の有無	対象年齢	世帯数
富丘	富丘東一	○	○	○	○	○	○	70歳	31世帯	○	70歳	47世帯	○	○	○	×	現在、家族を再確認し、訪問予定、日中独居世帯も調査していきたい。	
	富丘丸山	○	○	○	○	○	○	65歳	50世帯						×	○	ゴミ出し	
	富丘東三	○					会長	○	70歳	4世帯			○		○	×	町内会役員、ボランティア委員の高齢化。若い人の参加、加入が課題。	
	富丘東四	○	○		○			○	70歳	7世帯	○	70歳	2世帯	○	○	○	×	単町の世帯数が多いが、活動の担い手が不足している。
	富丘宿舎自治会	○	○			○	会長	○	70歳				○		○	×	担い手不足	
	富丘東六	○	○	○				○	75歳	10世帯			○	○	○	×		
	富丘西一	○	○	○			町内会役員	○	70歳	22世帯			○	○	○	×	町内会役員以外のボランティアがない。	
	富丘西二	×													○	×		
	富丘西三	○	○	○			町内会役員	○	70歳	13世帯			○	○	○	×		
	富丘三機別	○	○			○	町内会役員	○			○		○	○	×	△	ゴミ出し、除雪	
	富丘北生	○	○	○		○	町内会役員	○	70歳	15世帯			○	○	○	△	ゴミ出し	
	富丘新生	×											×	○	○	×	担い手不足	
	富丘山の手	○	○					75歳	10世帯	○	75歳	2世帯			×	×		
	サニータウン富丘	×											×	×	×	×	担当の負担が重く、時間もない。意識の共有が図れない。	
	オリンピアンニュータウン	○	○		○			70歳	15世帯	○	70歳	10世帯	○	○	○	×	災害時要配慮者支援の取り組み。	
	ロピア富丘	○	○				町内会役員	○	70歳	8世帯	○	70歳		○	○	○	×	高齢世帯であるが、支援を拒否する方がいる。
	富丘コーポ自治会	○	○			○	マンション管理人	○	70歳	15世帯	○	70歳	31世帯	○	○	○	×	マンションのため情報共有しづらいが、自治会全体の取り組みがこれから。
	富丘高台団地	×											○	×	○	×	担い手不足。高齢者を公の場に誘うこと。	
	富丘東団地自治会																	
	富丘西団地自治会																	
富丘ブロードヒルズ																		
<b>(富丘) 合計</b>		14	11	7	5	6	8	14	200世帯	7	92世帯	10	8	4	12	5	13	
西宮の沢	追分	○	○				民生委員・近隣	○	76歳	36			○		○	○	除雪	
	おおぞら	○	○	○	○			○	70歳	46			○		○	×	若い世代の参加。活動者に対する手当の支給。	
	つくし	○	○				老人クラブ役員	○	70歳	15	○	70歳	2世帯	○	○	○	○	高齢世帯の見守りに対し、訪問活動や世帯訪問まで展開していない。
	雇用促進宮の沢宿舎	○					町内会役員	○	80歳	36			○	○	○	○	ゴミ出し	
	宮の沢団地自治会	○	○					○	65歳		○	65歳		○	○	○	○	
	ライラック	×											×	×	×	×	現状では福祉活動は必要がない	
西宮の沢団地自治会	○						○	65歳	14	○	70歳	6世帯	○	○	○	○	住民との信頼関係の構築、引きこもりがちな方への対応。	
<b>(西宮の沢) 合計</b>		6	4	1	2	0	3	6	147世帯	3	8世帯	6	2	0	6	4	4	
<b>(地区) 合計</b>		20	15	8	7	6	11	20	347世帯	10	100世帯	16	10	4	18	9	17	

### ●具体的な取り組み例

#### ＜地区全体の見守り活動者による情報交換会等を通じた活動方法や個別事例の共有＞

北白石地区福まちでは「見守り推進部」を立ち上げ、見守り関係者の情報交換の場として「福祉推進委員会責任者会議」を年2回程度開催しています。

また、各福祉推進委員会から年2回程度、活動報告書を提出してもらい、活動状況の定期的な把握・集約も進めています。こうして把握・集約した活動情報は、福祉推進委員会責任者会議などで、定期的に共有される仕組みとなっており、見守り関係者が活動しやすい環境づくりに役立っています。



## ■ 町内会（福祉推進委員会）活動者等からの相談を受け止め、支援する

「見守り・訪問活動を始めたいが、どう進めて良いかわからない」「ごみ屋敷の相談を受けたがどう対応したら良いか、どこに相談して良いかわからない」「福祉推進委員会を立ち上げたいが、何から始めて良いかわからない」など、町内会等（福祉推進委員会）活動者の悩みも様々です。

地区福まちは、そのような活動者の相談役として、他の町内会等の活動を参考にアドバイスしたり、他の町内会の活動者や区社協の担当者を紹介する（つなぐ）などして、町内会等（福祉推進委員会）の活動を支援していきましょう。

### ●具体的な取り組み例<相談活動や学習・研修活動の実施など>

- ◆活動拠点の開設と相談活動の実施。
- ◆課題解決に効果的な取り組みを広げるための研修会等の開催。
- ◆ただし、福祉推進委員会の立ち上げや活動を支援していくその過程においては、地区福まちが補完的に、町内会等に代わって、関係する事業を実施していくことも必要です。  
〔地区福まちが直接、地区全域を単位に福祉推進委員を組織する〕  
〔地区福まちが地区単位で、ふれあい・いきいきサロンや交流会を実施する〕 など

## (2) 地域を知り、分析し、みんなで課題を解決する

地区福まち（地区社協）が、住民主体の日常生活支援活動の中核となる組織です。

自分たちの地域が、どのような魅力や福祉力を持っているのか、どのような人々が暮らしていて、どのような困りごとを抱えているのか、そういったことを把握し、地区福まち活動に携わっている人や、関係者間で共有したうえで、日常生活支援活動を実践していくことが求められます。

## ■ 住民からの相談を受け止める

地域には、生活のしづらさを抱えながら、誰にも、どこにも相談できず暮らしている方や、心配な様子を感じつつも、どのようにしたらよいのかわからず、悩んでいる方がいるかもしれません。

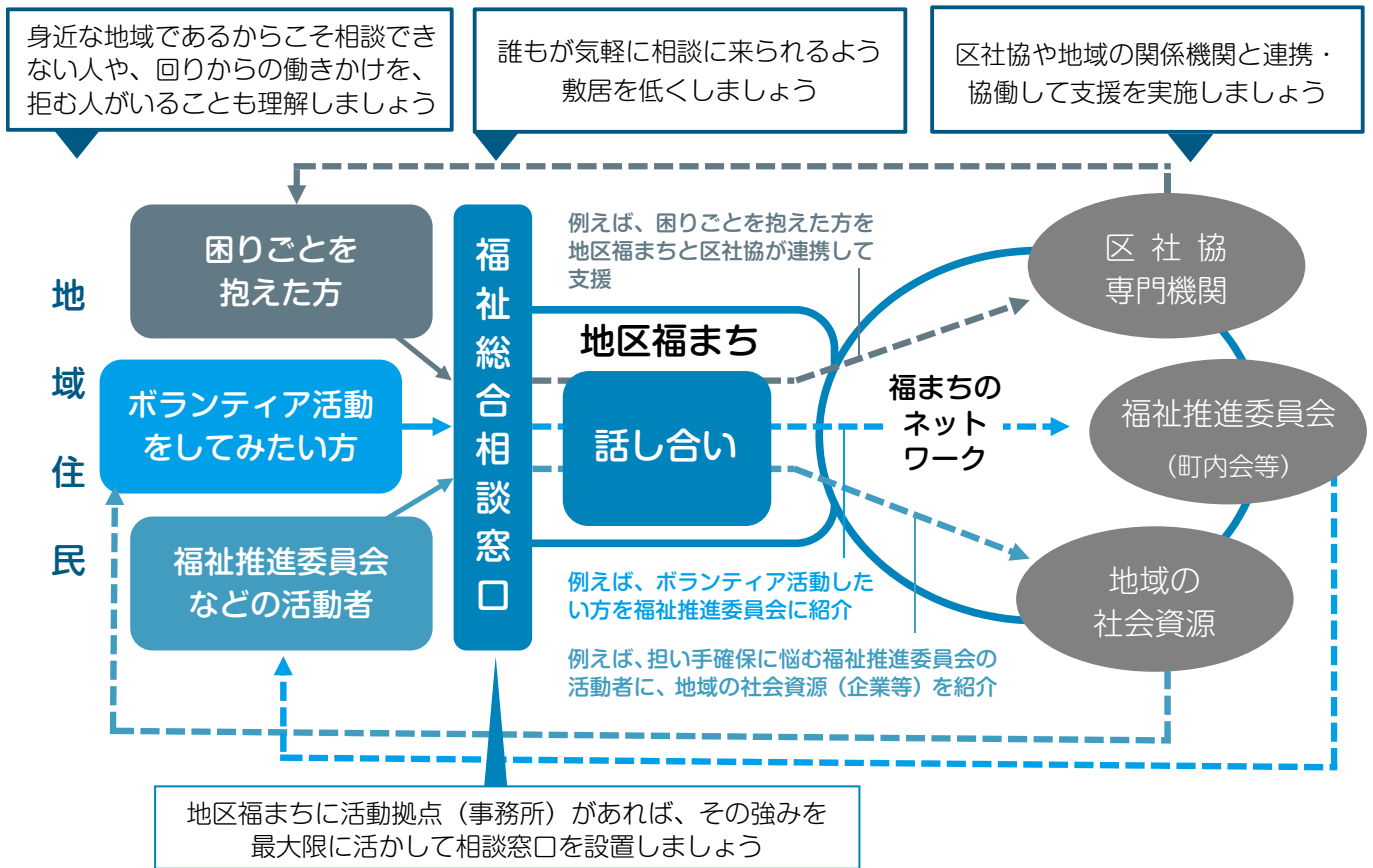
そのような方に対して、福まちは「福祉総合相談」の窓口を設けて「住民の声を聴く場」となるでしょう。寄せられた相談は、その場での対応が難しいものは、福まち運営委員会や事務局会議などで話し合い適切な対応方法を検討します。寄せられる相談の傾向から、地域の多くの人が同じように困っていること、つまり「地域課題」が見えてきます。また、安心して話をしてもよい場所が身近にあれば、困りごとを発見しやすい、困りごとを抱え込みにくい、安心な地域になります。

### ●具体的な取り組み例<相談活動の実施>

もみじ台地区福まちでは、毎週月曜日、会館1階の部屋を利用して「ほっと安心相談室」を開いています。時には相談室の外に机と椅子を運び出し、お茶とお菓子を用意して、通りかかった方でも気軽に休憩し、世間話ができる場となるように工夫しています。また、午前中は福まち相談員とともに、区社協・区役所（保健師）・地域包括支援センター・介護予防センターの職員が、月1回ずつ交代で相談室の活動に協力しており、年間で100件余りの相談を受けています。



## < 相談活動・住民の声を聞く仕組みづくり（相談から支援までの流れ） >



## ■ 地域の社会資源（地域の宝）を把握し、つながる

福まちが住民の相談を「丸ごと」受け止めたとしても、福まちだけで「丸ごと」解決できるわけではありません。地域には、様々な力を持った組織・団体が多く存在します。地域に困りごとを抱えた方がいたとき、その方を支援できるのは、行政や福祉の専門機関だけではなく、同じ地域に暮らす住民や、様々な組織・団体が考えられます。

地区福まちや町内会等（福祉推進委員会）が、地域課題を解決するために、新たな取り組みを進めようとしたとき、それに協力できる様々な社会資源が、地域にはたくさんあるはずです。

そのような団体も、地区福まちなどの組織とつながって、自分たちの地域のために貢献をしたいと考えているところもあるでしょう。「地域の宝」である社会資源を把握して、日頃から気軽に相談し相談される「協働関係」を築いておくことが、担い手不足といった、大きな課題に対応していくためにも、とても大切です。

### < 地域にある様々な社会資源の（例） >

学校、社会福祉施設、コンビニや商店、病院、企業、運送・配達関係者など



### ●具体的な取り組み例

#### <地域が企業と連携して 地区福まちと民間事業者が連携した見守りの体制づくり>

八軒中央地区福まちでは、道新販売店やヤクルト、セブンイレブンなど、民間事業者が配達などの業務の中で、緊急通報するまでもないが「いつもと様子が違う・何か引っかかる」といった気になる世帯を発見した場合に、福まちと連絡を取り合いながら、適切な対応を図っていく取り組みとして、地区福まちと事業者が定期的に懇談する場づくりを進めています。



### ●具体的な取り組み例

#### <地域が多様な主体と連携して 地区福まちと他機関が連携したごみ屋敷支援>

もみじ台地区福まちが、担当の民生委員・児童委員などと協力してごみ屋敷世帯の清掃を支援しました。

活動を進める中、譲り受けた畳が部屋のサイズと合わないことがわかり、悩んでいたところ、福祉除雪の協力企業でもある区内の工務店から「ボランティアとして畳の加工を無償でやりますよ」という温かい申し出があり、無事支援を終了することができました。



### ●具体的な取り組み例

#### <地域が学校と連携して 地区福まちと中学校が連携した福祉除雪による生活支援>

北野地区福まちでは、除雪に困っている世帯を支援するため地元中学校（2校）と連携して、福祉除雪事業に協力しています。

毎年、地区福まちが中学校に事業の趣旨や、内容を説明に伺い、学校で協力できる生徒を募った後、地区福まちと町内会などが、利用者と住民・生徒のペアリングを行っています。

毎年、60～80名ほどの中学生が参加しており、生徒達の優しい心を育みつつ、高齢者や障がいのある方の冬期間の暮らしを支える生活支援として、地域に欠かせない取り組みとなっています。



## ■ 地域課題に対して予防的にかかわる

様々な悩みや生活のしづらさを誰にもどこにも相談しないでいると問題が深刻化し、解決が困難になるため、早期に発見して支援につなげていくことが必要です。

地域住民の悩みを受け止めて、解決のための支援やつながっていく中で見えてくる「個別課題」を「地域課題」としてとらえ、予防的にかかわる視点を持って活動していきましょう。

### ●地区福まちのコーディネート機能とは

以上のように、地区福まちが住民や地域の活動者などからの相談を受け止め、把握した困りごとへの対応方法を検討し、区社協や専門機関とのネットワークを活かして、困りごとを抱えた方を支援しつつ、地域課題を解決するための「取り組み」や「つながり」を重ねていくことです。

## (3) 支え合いを地域文化として醸成する

それぞれの地域で、社会的孤立や排除を無くし、誰もが役割を持ち、お互いに支え合っていくことのできる地域社会を目指し、それを地域の文化として定着させていくことが、福まち活動を進めていくための基盤であるといえます。

## ■ 地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する

「福祉教育」というと、児童や生徒への福祉授業をイメージしがちですが、老若男女を問わず、障がいや認知症、社会的孤立などの理解を深めたり、地域の課題について住民同士で考えてみるなど、住民の意識形成を促す全ての取り組みが「福祉教育」であるといえます。地域には様々な人がいて、様々な暮らし方をしており、それぞれに悩みを抱えています。そこに気づいて自然と手を差し伸べられる人を増やしていき、地域の文化として根付かせていくことを目標に、長い視点で福祉教育を継続していくことが大切です。

### ●具体的な取り組み例<福祉教育>

- ◆広報誌や相談会などを通じた地域住民への福祉に関する情報提供
- ◆ボランティアスクールや福祉講座などの学習機会の提供
- ◆住民が福祉について語り合う「住民座談会」の場づくり



## ■ 「支える側」と「支えられる側」という役割の壁をつくらない

例えば、児童の登下校を、地域の高齢者が見守りしている地区福まちがあります。

この活動では、高齢者が児童を見守る中で高齢者と児童の関係が深まり、児童も高齢者を気にかけるようになります。このように、支え合いはお互いを気にかけて合うことであり、双方向の関係です。

困りごとを気軽に相談し、相談を受けた側も自分のこととして対応する。誰もが「支えられ上手」であり「支え上手」である地域であれば、支え合いは地域文化として人々の生活に浸透していくかもしれません。また、誰かを支えることや地域の福祉活動に参加することは、自分を必要としている人や居場所があると感じられることでもあり、その人自身の生きがいにもつながります。

時に人を支えることで、自分自身の生きがいや居場所を実感し、時に人に支えられることで安心して日常生活を送ることができる。このように、心豊かに地域での生活を長く続けていくためにも「人と人との支え合い」が必要なのです。



## 5 地区福まちと民生委員・児童委員との連携

地区福まち活動において、民生委員・児童委員との連携は必要不可欠です。

そのためにも、地区福まちと民生委員・児童委員の相互理解が、お互いの活動をより円滑・効果的に進めていくうえで必須となります。

### ●地区福まちと民生委員・児童委員の関係性

この冊子では、他の章でも触れてきましたが、地区福まち活動の推進にとって、民生委員・児童委員は欠かすことのできないパートナーといっても過言ではありません。

ただし、残念ながら地域によっては、民生委員・児童委員だけが主体となり活動している福まちや逆に福まち活動に民生委員・児童委員がほとんど関与していないところなど、連携不足が一部で生じているようです。特に高齢者など、支援を必要とする方の情報共有をめぐる、行き違いなどが生じている地区も多いのではないのでしょうか。

ここでは、地区福まちと民生委員・児童委員の関係性について、個人情報の取り扱いをポイントに以下のとおり整理しました。

◆地区福まちの活動に必要なのは、民生委員・児童委員が保有する名簿ではありません。困りごとを抱えた住民を支援するために必要とされる共有可能な情報です。民生委員・児童委員は、民生委員法の守秘義務や個人情報保護法により、基本的に「本人同意」がなければ第三者への情報提供はできません。

◆地区福まちには「札幌市65歳以上世帯名簿」が毎年提供されます。高齢者限定となりますが、本名簿により、単身高齢者といった支援の中心となる世帯の基本情報は、地区福まち独自で把握できる仕組みがあります。

◆本名簿の利用にあたって地区福まち関係者には、札幌市の条例に基づく個人情報の取扱いルールを学ぶための研修受講が必須化されています。研修で学んだ条例の定めを順守しながら、福まち関係者は、見守り訪問といった活動を進めています。

◆対象者の情報を共有するのに、最も有効な方法は「本人同意」を得ることです。そのためにも、対象者宅への同行訪問に、民生委員・児童委員にも協力いただき、一緒に本人同意を得て、連携しやすい体制を整えていきましょう。なお、本人同意は口頭でも構わないとされています。

### ●地区福まちと民生委員・児童委員が連携することによるメリット

#### 民生委員・児童委員のメリット

地区福まちは、対象者のご近所の方が日常的に見守るため、民生委員・児童委員が知らない情報を把握している可能性があります。

こうした情報を民生委員・児童委員も共有できれば、自身の活動をより効果的に負担軽減を図って進めることも可能となります。



#### 地区福まちのメリット

民生委員・児童委員は、毎年、定期的に福祉にかかわる研修を受けており、福祉に関する一定の知識を持って活動しています。

地区福まちが把握した情報が、民生委員・児童委員へと伝われば対象者への支援をより適切に進めることも可能となります。



#### 見守り対象者のメリット

高齢者などの対象者も、地域のたくさんの関係者が気にかけてくれることで安心感が高まります。

また、地区福まちと民生委員・児童委員など、多くの目で見守ることにより、孤立死や消費者被害のリスクなどを軽減させていくことも可能となります。



## 6 地区福まち活動における個人情報の取り扱い

地区福まち活動を進めていくうえで、個人情報に触れる機会は数多くあります。人には知られたくない秘密があり、活動中に知り得た情報を守ることは、信頼関係を築くうえでとても重要です。

地域の支え合いは、支える側・支えられる側、双方の理解と協力が必要です。相手の気持ちや考え方を尊重するように心がけ、お互いに不安や負担を感じることはないよう、知り得た情報は以下のとおり、十分その取り扱いに留意するように心がけて活動していきましょう。

### <個人情報の取り扱いにかかわる基本的なルール>

- ◆情報の収集は、活動を進めていくうえで必要な範囲に止めましょう。
- ◆知り得た情報は、人に公言しないように気をつけましょう。
- ◆第三者に情報提供する際は、必ず本人の同意を得てから行いましょう。
- ◆活動記録票などの「個人情報」は、持ち運び・保管場所など管理方法にも、十分注意を払うようにしましょう。



### ●個人情報保護法の例外規定

個人情報の取り扱いについては、細心の注意を払いつつも、過剰に反応せず、個人の安全と権利を守るよう、必要な情報は関係者で共有して効果的に活用していく視点を持ちましょう。

なお、次のような場合は、本人の同意がなくても、第三者に個人情報を提供できるとされています。

#### ①法令の定めがある場合

児童・高齢者・障がい者虐待における通報義務に加え、警察や検察等の捜査機関からの照会などがあたります。

#### ②本人の利益を守ることが優先される場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（個人情報保護法第23条）。例えば急病などの緊急対応時に、消防や医療機関に通報したり、家族の連絡先を関係者に提供する場合などが考えられます。

### ●地区福まち活動における「高齢者世帯の情報把握」にかかわる仕組み

地区福まちとして支え合いをはじめするためには、どこに支援を必要とする人が住んでいるのか把握しなければ活動を進めていくことができません。このため、地区福まちには「札幌市個人情報保護条例」に基づき、支援の中心となる高齢者世帯の基本的な情報として「札幌市65歳以上世帯名簿」が提供される仕組みとなっています。なお、本名簿の利用には、市の条例に定められている個人情報の取り扱いを学ぶための研修受講が必須化されています。主な内容は以下のとおりですが、詳しくは、お住まいの区社協にお問い合わせください。

#### ◆名簿の利用にかかわる基本条件

- 1 地区福まちの活動者であること
- 2 札幌市65歳以上世帯名簿取扱研修を受講していること

#### ◆名簿取扱研修の主な内容

- 1 名簿を利用する人が守ること  
(目的外利用の禁止・機密の保持・複写複製の禁止・事故報告など)
- 2 事業の責任者(町内会長等)が守ること  
(名簿利用者の把握)



## 7 地域福祉活動にかかわる参考資料(各種冊子)を活用ください

本会では、福まち活動に携わる方々をはじめ、市民の皆さんの地域福祉への取り組みを支援するため各種冊子を作成しています。見守り・訪問活動など、地域の支え合い活動を進める際の資料として役立てていただければ幸いです。なお、以下の冊子が必要な方や関心のある方は、最寄りの社会福祉協議会までご連絡ください。



個人情報 を正しく理解し、上手に活用することで、福まち活動に携わる方々の不安が少しでも解消されるよう作成した手引きです。



町内会・自治会における「見守り・訪問活動」の取組に関してまとめたバイブルと言える一冊です。



地域福祉マップは、見守り活動を促進する方法のひとつです。こうした取組の充実を図る際に役立てていただくために作成しました。



見守り活動の入門編として活用いただくためのテキストとなっています。



入門編から一歩ステップアップして、実際に相手への声かけ・訪問活動の具体的な留意点等を紹介しています。



更なる活動のステップアップとして、活動記録と情報共有にかかわる取組や方法をまとめています。



福まち事業を支えてこられた方々の「現場の声」を紹介し、今後の地域福祉活動で活用いただくことを目的に作成しました。



身近な住民同士が、定期的な交流を通して絆を深めることを目的としたサロン活動の札幌市での取組を紹介しています。



福まちが、地域住民と多様な組織・団体の協力を得て、困りごとを解決につなげた事例をまとめました。

各種冊子は、社会福祉協議会のホームページよりダウンロードできます  
ホームページアドレス：<http://www.sapporo-shakyo.or.jp/>

## 本冊子に関するお問い合わせ先

お住まいの区の社協	所在地	電話番号
中央区社会福祉協議会	札幌市中央区南2条西10丁目 中央区民センター1階	281-6113
北区社会福祉協議会	札幌市北区北24条西6丁目 北区役所1階	757-2482
東区社会福祉協議会	札幌市東区北11条東7丁目 東区民センター1階	741-6440
白石区社会福祉協議会	札幌市白石区南郷通1丁目南8 白石区複合庁舎1階	861-3700
厚別区社会福祉協議会	札幌市厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区民センター1階	895-2483
豊平区社会福祉協議会	札幌市豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター1階	815-2940
清田区社会福祉協議会	札幌市清田区平岡1条1丁目 清田区総合庁舎3階	889-2491
南区社会福祉協議会	札幌市南区真駒内幸町2丁目 南区役所3階	582-2415
西区社会福祉協議会	札幌市西区琴似2条7丁目 西区役所1階	641-6996
手稲区社会福祉協議会	札幌市手稲区前田1条11丁目 手稲区民センター1階	681-2644
札幌市社会福祉協議会	札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階	614-3344

### 「福まち活動の手引き（改訂版）」編集委員（平成30年3月31日現在）

氏名	所属
佐々木 のぞみ	中央区社会福祉協議会事務職員
柳 厚 志	白石区社会福祉協議会事務職員
高 木 啓 太	厚別区社会福祉協議会事務局次長
黒 牧 大 樹	南区社会福祉協議会事務職員
柏 浩 文	札幌市社会福祉協議会地域福祉課長
灰 野 栄	札幌市社会福祉協議会地域福祉係長
石 川 晴 海	札幌市社会福祉協議会地域福祉係事務職員
岩 田 千 穂	札幌市社会福祉協議会地域福祉係事務職員

- 作成 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 / 札幌市
- 協力 社会福祉法人 各区社会福祉協議会
- 問合せ 札幌市中央区大通西19丁目1-1 札幌市社会福祉総合センター3階  
TEL) 011-614-3344 FAX) 011-614-1109  
ホームページ <http://www.sapporo-shakyo.or.jp>
- 発行日 平成30年3月

～ 福まち活動も20年が経ち、活動も拡充しました。かつては、当該冊子（初版）の表紙を飾っていた「葉」も活動同様に幹もたくましくなり、多様な枝葉や実も蓄え成長しています。更なる取り組みの発展を目指しましょう！～